

生駒市市民自治推進会議設置要綱

(設置)

第1条 市民、議会、及び市長をはじめとする行政が、それぞれどのような役割を担ってよりよい生駒市をつくっていくかという三者の役割と責務を明らかにした、いわゆる自治体運営の基本ルールを定めた生駒市自治基本条例（平成21年6月生駒市条例第20号。以下「基本条例」という。）の運用状況等を市民の立場から見守るため生駒市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 基本条例の趣旨、目的等の周知を図るための取組や、基本条例の適正な進行管理等に関すること。
- (2) その他基本条例を推進していく上で特に必要と認められる事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から基本条例第54条に規定する見直し案の策定までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民活動推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年8月18日から施行する。

(委嘱の特例)

2 この要綱施行後、最初に委嘱される第3条第2項第3号の委員は、原則この基本条例の原案の策定に携わった者の中から市長が委嘱する。